

消費者機構日本ニュースレター

144号

総会シンポジウム（6月8日）の開催報告

2018年6月8日に「集団的消費者被害回復の取り組みの状況と課題」をテーマとして総会記念シンポジウムを開催しました。（参加者64名）

「集団的被害回復の取り組みの状況を事案に則して報告、今後の課題について考える」という企図です。

出演者：瀬戸和宏さん、中野和子さん、北後政彦さん、鈴木敦士さん（いずれも弁護士）、山本和彦さん（一橋大学大学院 法学研究科教授）

【次第】

- (1) 被害回復訴訟制度の概要についておさらい
- (2) この間、公表した事案についての紹介
リゾート会員制度廃止予定事案、チケット代金不返還事案、シャンプー誇大広告事案および情報商材事案の4事案
- (3) 今後の課題についてのパネルディスカッション
 - ① 悪質な事案で事業者には資産ないが役員には資産がある場合に、事業者の役員を被告とする件について
 - ② 共通義務確認訴訟の判決を確認的判決にとどめうる制度とする件について（現在の制度では通知・公告が必須とされており、費用負担が生じる。）
 - ③ 訴訟手続の途中に相手方が倒産状態になった場合の破産申立ての可能性について
 - ④ 資産確認の方法の拡充について
 - ⑤ 行政処分（特商法にもとづく業務停止命令や景表法に基づく措置命令等）がなされた事案についての行政機関からの情報取得について
 - ⑥ 訴訟費用軽減のためのIT化について

※ 詳細内容は http://www.coj.gr.jp/outerzesei/topic_180810_01.html をご参照ください。

東京医大を受験した方へ 情報提供の呼びかけ

学校法人東京医科大学において女性および多年浪人生に対する選考基準が明らかにされないまま入学試験が行われていた問題について、適正に合否が判定されると誤信して受験した方への選考料返請を当該大学に要請することを検討します。そのため、選考料の返還を希望される方がどの位いらっしゃるかを知りたいと考え、情報提供をお願いする旨をウェブサイトに掲載しました。あわせて情報提供受付を行う旨記者会見し、報道されました。

詳細内容は http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180827_01.html をご参照ください。

第 28 回消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」の開催報告

1. テーマ 消費者法制の基礎を学ぶ
2. 日時 2018年7月25日(水)
13時30分～17時00分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階 会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の法務部門、内部統制部門、コンプライアンス部門、顧客対応部門、消費者契約担当部門等の新任担当者、消費者法制の基礎を学習したい方
6. 参加者 14名(実出席者数)
7. タイムスケジュールと内容



時間	内容
13:35～16:10 適宜、休憩	講義1 消費者法制の概要・消費者契約法の解説と差止請求事例 講師：弁護士 瀬戸 和宏 氏（日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会 前委員長、千葉大学大学院専門法務研究科 非常勤講師） ○消費者法制の概要 消費者法の特徴、体系など ○各法律の解説 消費者基本法、消費者安全法、消費者契約法、特定商取引法、 ○消費者団体訴訟制度について
16:10～16:20	休憩
16:20～17:00	講義2 消費生活相談の業務と事業者への要望 講師：消費生活相談員 大谷 聖子 氏（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室副室長） ○消費生活相談の業務とは ○2017年度の消費生活相談の傾向と特徴 ○事業者への要望

8. 講義内容

(1) 講義1 消費者法制の概要・消費者契約法の解説と差止請求事例について

消費者法という名称の法律はないこと、消費者法と呼ばれている法律は、消費者に関して発生する問題について、既存の法律により導かれる結果が社会正義に反する場合に、その結果を社会正義に合致するように修正したり、積極的に消費者利益を守ろうとする法律の総称であり、何が社会正義かは価値観の変化より変わっていくので、その変化によって、次々と新たな法律が制定されたり、頻繁な改正が行われている。また、消費者契約における民事規制は、契約自由の原則の下では消費者の利益が守られないことから特に定められているので、強行規定（契約によって排除できない規定）となっているなどと説明されました。

その後、「消費者契約法」や「特定商取引法」を中心に、図式化した資料や具体的事例、法改正の内容を交えながら、ポイントをわかりやすく解説いただきました。

消費者団体訴訟制度の解説も図式化した資料をもとに説明され、最後に先生が考える「消費者志向経営」については、三方よし（「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」）の経営をすることが重要で

あると述べられました。

(2) 講義 2 消費生活相談の業務と事業者への要望について

地方消費者行政の現況、全国の消費生活センターの設置数、PIO-NET 端末の配備状況について説明がありました。続いて、2017年度の相談の傾向と特徴として、①通信サービスに関する相談件数が突出していること、②50～70歳代の女性から架空請求はがきに関する相談が多いこと③若者の相談は一人暮らしをきっかけとしたトラブルに関するものが多いこと④インターネット通販に関する相談の割合が店舗販売を上回ったこと等が挙げられました。

最近注目される消費者問題としては、法務省等をかたる架空請求や仮想通貨をめぐるトラブルが前年と比較し、大幅増になっていること、高齢者の終活につけ込んだ悪質な商法が目立つとの指摘がされました。

最後に、消費者基本法における事業者の責務と事業者への要望についてのお話があり、消費生活センターからの申し出や斡旋に対して真摯に協力していただきたい、などのお願がありました。

受講者からは、インターネットを利用した個人間売買について、消費生活センターではどのように対応しているのかという質問がありました。消費生活センターとしては、売り手（個人）に連絡をすることはできないので、プラットフォーマーに何らかの対応を依頼するところまで行っていること、また消費者庁がプラットフォーマーの責務について検討を開始したことなどが紹介されました。

(3) 受講者の声

受講者の皆様からは、「事例具体例を示した説明でわかりやすかった」「事業者への要望は、社内で共有したい」等、大変好評でした。

住友不動産株式会社（建築請負事業者）と協議の結果、工事請負約款の一部（契約解除時の違約金条項等）が改善されました。

当機構は、住友不動産株式会社（東京都新宿区）に対して、当該事業者が使用する工事請負契約書及び工事請負契約約款について、「申入れ、要請及び問合せ」を行いました。当該事業者と協議を重ねた結果、当機構の「申入れ・要請・問合せ」の趣旨に従い、概ね本件約款が改善されることになりましたので、協議を終了しました。なお、当機構からの要請に対応していただけなかった事項等につきましては、今後の被害情報を注視し、必要に応じて検討していくこととしました。

【是正された主な内容】

- ①契約締結後から工事着手に至るまでに契約を解除した場合、既に要した費用の他に、工事請負契約代金の5%相当額を違約金として発注者が負担する条項について「～の他違約金として工事請負契約代金の5%相当額」を「～の他乙が被った損害」に是正した。
- ②瑕疵担保責任について、「隠れた瑕疵」から「隠れた」を削除した。

【対応してもらえなかった事項】（→は、当該事業者の回答）

- ①保証書について、注文者が住宅を譲渡した場合でも、品確法上の瑕疵担保責任は、請負者が負うことがわかるように保証書に記載してほしい。
→瑕疵担保責任（品確法上のものも含む）は、当社が注文者であるお客様に対して負う契約責任であり、住宅を譲渡した場合に、当社の瑕疵担保責任が当然にお客様から譲受人に承継されるものとは考えていない。この場合であっても、保証書第8条第2項に定める手続きを経

ることにより、個別に保証の継続等の対応をしている。したがって現状の記載のままとした。

<回答を受けて>

当該建物を譲渡した場合でも、注文者に対する請負者の瑕疵担保責任は残ると考えているが、当該事業者からの回答は、注文者が建物を譲渡した場合は、譲受人に請負者の瑕疵担保責任が当然に承継されるとは考えていないとの回答であり、当機構の質問内容と当該事業者の回答に齟齬が生じている。しかし、このことによる苦情を当機構が確認していないことから、このまま推移を見守ることとした。被害情報が寄せられるようであれば、あらためて要請を検討する。

②工事請負約款第12条は、工事を続行する為の前提条件が、外部要因でくずれた場合には、請負者のペナルティーなく工事の延長ができるといった趣旨であるのであれば、「当社の責めに帰す場合は除く」と記載してほしい。例えば第32条第2項(1)だと「本契約の目的物の完成に重大な影響をおよぼす恐れのある隠れた事実が発見されたまたは発生したとき」とあるが、このことが請負者の責めに帰す場合もありえる。

→当社の故意または過失による工事延長の場合、本件約款第27条に基づいてお客様と協議の上、スケジュールを決めている為、本件約款第12条については、現状のままをしたい。なお、第32条第2項(1)については「隠れた」という要件からも明らかなおお、当社の故意または過失がある場合を前提としていない。同条項のその他の各号についても同様に当社に故意または過失がある場合を想定しておらず、外部要因を想定している。

<回答を受けて>

当機構の要請は、受け入れてもらえなかったが、あくまでも当該事業者に責めがない場合を想定した条項であることを確認した為、実質的には、被害が発生しないものとする。その為、推移を見守ることとし、被害情報が寄せられるようであれば、あらためて要請の検討をする。

詳細については、当機構ウェブサイトでご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180810_01.html

アエラホーム株式会社（建築請負事業者）の建築工事請負契約約款が、協議を経て、改善されました。

当機構は、消費者からの情報提供を受け、アエラホーム株式会社（東京都千代田区）に対して、当該事業者が使用する建築工事請負契約約款（以下本件約款という）について、「申入れ・要請・問合せ」を行いました。

その後、当該事業者と面談や文書による意見交換を重ねた結果、一部見解の相違があるものの、当機構の「申入れ・要請・問合せ」の趣旨に従い、概ね本件約款が改善されたので、協議を終了しました。なお、当該事業者と見解が相違し、合意に至らなかった事項につきましては、今後の被害情報を注視し、必要に応じて改めて申入れを検討していくことにしました。

当機構の「申入れ・要請」の主な内容と当該事業者の是正内容は以下の通りです。

【申入れ事項】（※ →は、事業者の回答）

①建築確認申請が受けられず、契約内容が変更された場合、その増額の費用は、注文者が負担するとした意思表示を行わず、またこの条項を削除すること。

→「変更によって生じる材料、工事等の増加費用（請負者の責に帰すべき事由により増加した建

築確認申請に関する費用を除きます)は、注文者が負担するものとします」に修正する。

②工事内容の変更によって生じた増加費用及び請負者に生じた損害は、注文者が負担するとした意思表示を行わず、またこの条項を削除すること。

→「変更によって生じた増加費用及び請負者に生じた損害（逸失利益及び請負者の責に帰すべき事由により請負者に生じた損害を除きます）は注文者が負担するものとします」という表記に修正する。

③訴訟により紛争の解決を図る場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするとした意思表示を行わず、またこの条項を削除すること。

→「訴訟により紛争の解決を図る場合は、注文者の住所もしくは建築用地所在地を管轄する地方裁判所または東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします」という表記に修正する。

【要請事項】

④「注文者は異議なくこれを承諾するものとします。」の文言の削除してほしい。

→第15条第4項、第18条第3項、第19条第1項、第20条第1項から、「注文者は異議なくこれを承諾するものとします。」の文言を削除した。

【見解が相違し合意に至らなかった事項】

申入れ事項①について、建築請負申請が受けらず、アップグレードしたことによる増加費用は、注文者が負担することはある程度理解ができるが、建築確認申請に関する費用以外に事業者が負担すべきものはないのか。建築確認申請にかかる費用の他にも、事業者の責により事業者が負担すべきものがある場合にそれも含めて事業者が負担することがわかる表記に変更を求めましたが、話が平行線のまま、合意に至りませんでした。

詳細については、当機構ウェブサイトでご確認ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180713_01.html

（株）アルシェ（モデル事務所）に、アダルトビデオ出演のためにする契約の勧誘に際して、不当な勧誘をやめるよう申し入れていたところ、回答書が届きました。

消費者機構日本は、（株）アルシェ（以下「アルシェプロダクション」）に対して、消費者契約法の不当勧誘に該当するとして、アダルトビデオ出演（以下「AV 出演」）のためにする契約の勧誘に際して行っている次の行為をやめるよう申し入れを行っていたところ、このたび、回答が届きました。

<是正を求めた不当勧誘の概要>

○実際は、AV 出演をした個人の身元が明らかになる可能性があるにもかかわらず、「絶対にバレない」等とだまして勧誘していた。（不実告知）

○実際は、個人が勧誘の際に実演したくないと申請した「NG 項目」を実演させていることが多いのに、「NG 項目はやらなくてよいから」とだまして勧誘していた。（不実告知）

○勧誘を受けている個人が、その場から退去することを希望しているのに退去させなかった。（退去妨害）

<回答>

アルシェプロダクションは当該回答書にて、「今後も消費者機構日本が指摘した不当勧誘は行わず出演者の人格と自由意思を尊重していく所存である」旨を述べており、不当勧誘を行った過去はない趣旨の回答でした。アルシェプロダクションが過去に行った不当勧誘を認めていないこ

とから、当機構では、アルシェプロダクションには今後も同様の不当勧誘を繰り返すおそれがあると判断し、差止請求書（消費者契約法 41 条に基づく書面）の送付を検討中しているところです。

なお、現在、当機構では、アルシェプロダクションから不当勧誘を受けた方からの情報を引き続き収集しています。

本件の公表ページ：http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180808_01.html

山田家の消費者団体訴訟制度 DVD（消費者庁企画・制作）のご紹介

この度、消費者庁では「山田家の消費者団体訴訟制度」と題するDVDを作成いたしました。既にご存じのように、消費者団体訴訟制度（被害回復制度）は多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」が訴訟を通じて、集団的な被害の回復を求めることができる制度です。

このDVDでは、一般消費者の方へ消費者団体訴訟制度についての啓発を図るために、山田さん一家に起こった様々な事例の紹介を通じて、被害回復制度の仕組みや手続について、わかりやすく紹介しています。

◇主なストーリー

登場人物は、公営住宅に住むごく普通の山田さん一家（4人家族）と近所に住む母方の祖父母。ある日、山田家ではマンション購入のささやかなお祝いをします。おじいちゃん、おばあちゃんも加わって、おめでたい雰囲気でしたが、おばあちゃんの怪しげな英会話学校の話から始まって、家族のみんながそれぞれ消費者トラブルに巻き込まれていることがわかります。

そこに賢い一家の長男ショーイチ君が登場、特定適格消費者団体という団体が、自分たちの代わりに被害を回復してくれる（お金を取り戻してくれる）制度があることを説明します。この制度を活用すれば…。

さて、一家の行方はいかに

この内容は、以下のURLからご覧になることもできます。

<政府インターネットTV> <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16501.html>

◇本DVDを見ての感想

消費者庁のおさんから消費者団体訴訟制度について教えてもらったという、山田家の長男ショーイチ君の説明は適切で、被害回復の流れの中で消費者が行うべきこと、注意点なども判りやすく表現されていました。

全国の適格消費者団体（18団体）のホームページ公表情報（7月1日～8月15日分）

○各適格消費者団体（18団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。8月3日に、消費者支援かながわが19番目の適格消費者団体の認定を受けました。おめでとうございます。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(7月1日～8月15日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	■8月7日：道北振興(株)との協議が終了しました。 http://www.e-hocnet.info/offer/poo83.htm

<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>■7月17日：有料老人ホームの入居金についての広告に関する照会事案 http://www.shiminnet-tohoku.com/proposal/pdf/2016-10.pdf</p> <p>■7月26日：(株)防災センターに対し、差止請求訴訟を提起しました。 http://www.shiminnet-tohoku.com/proposal/pdf/01p20180726.pdf</p> <p>■8月8日：テックウインド(株)に対する要請経過について公表します。 http://www.shiminnet-tohoku.com/proposal/proo02.html</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■7月9日：(株)ディー・エヌ・エーに対して、差止請求訴訟を提起しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180709_01.html</p> <p>■8月3日：(株)ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟の第1回期日が決まりました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180803_01.html</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■7月12日：<イー・キャピタル(株)(投資顧問業者)>登録費の不返還条項が是正され、日割り計算にて返還されるようになりました http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180711_01.html</p> <p>■7月17日：アエラホーム株式会社(建築請負事業者)の建築工事請負契約約款が、協議を経て、改善されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180713_01.html</p> <p>■8月8日：(株)アルシェ(モデル事務所)に、アダルトビデオ出演のためにする契約の勧誘に際して、不当な勧誘をやめるよう申し入れていたところ、回答書が届きました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180808_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■7月15日付：(株)錦ヤから書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3504.html</p> <p>■7月18日付：(株)ブラッシュボイスに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/9f3e088ace182ea41ebcd7d47142147a.pdf</p> <p>■7月18日付：(株)ワニブックスに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/b3f181c58dd5c7117ea9383e0f3foc86.pdf</p> <p>■7月18日付：KDDI 株式会社に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/5d222ab</p>

	<p>41cc76d46394f127e3bb63458.pdf</p> <p>■7月18日付:(株)サンブライダルに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/41534b2a05103352be24b55688eec3b6.pdf</p> <p>■7月18日付:(株)エスプリラインに対して要請書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/199dde0fc10987100696901fc71doa5a.pdf</p> <p>■7月18日付:テックビューロ(株)から、回答期限延期の連絡書がFAXで届きました。延期する期限は、8月17日としています。 http://cnt.or.jp/information/3528.html</p> <p>■7月18日付:(株)アイエーシーインターナショナルから、回答期限延期の要請書がFAXで届きました。延期する期限は、7月31日としています http://cnt.or.jp/information/3530.html</p> <p>■7月18日付:プレミアムウォーター(株)から、書面で回答書及び新利用規約(一式)が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3546.html</p> <p>■7月18日付:Amazon Gift Cards Japan(株)から書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3548.html</p> <p>■7月24日:薬師寺に対する差止請求訴訟の第4回期日が終了しました。 http://cnt.or.jp/information/3551.html</p> <p>■7月31日付:大東建託パートナーズ(株)から、FAXにて回答期限延長の連絡書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3558.html</p> <p>■8月1日付:(株)サンブライダルから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3578.html</p> <p>■8月6日付:(株)IAM(インターナショナル・メディア学院)から書面にて回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3581.html</p> <p>■8月2日付:(株)アイエーシーインターナショナルから、書面にて回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3583.html</p> <p>■8月14日付:KDDI株式会社から書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3601.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■7月11日:一般社団法人京都高齢者支援協会に対して差止請求訴訟を提起しました。 http://kccn.jp/mousiire-koureisha.html</p> <p>■7月25日:民法の成年年齢引下げに対する声明を提出しました。 http://kccn.jp/data/ikensho/20180725seimei-minpouseinennenei.pdf</p> <p>■7月25日:「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する声明を提出しました。 http://kccn.jp/data/ikensho/20180725seimei-shoukeihou.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■7月23日:家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第11回裁判が行われました。</p>

	<p>http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000860</p> <p>■8月5日:「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者15社に対する申入れ活動について http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000863</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■7月2日:みなと水道設備及び大和設備、株式会社関西住宅設備及び株式会社オールサービスに対して、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/180702_minato.daiwa_41jou.pdf</p> <p>■7月10日:みなと水道設備及び大和設備から回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/180710_minato.daiwa.pdf</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>■7月4日:「厳選〇〇弁護士ナビ」『厳選』根拠の問合せ事案:運営会社(株)アシロ http://okayama-con.net/sasidome.html#180704asiro</p> <p>■7月5日:ダイソー・カラーボールの表示に対する申入れ事案:(株)大創産業申入れ終了 http://okayama-con.net/sasidome.html#180705daiso</p> <p>■7月5日:「ふし自慢塗るタイプ」の新聞広告について:(有)野草酵素申入れ終了 http://okayama-con.net/sasidome.html#180705yasou</p> <p>■7月15日:中古車買取サービスのキャンセル料申入れ事案:(株)ラグザス・クリエイト http://okayama-con.net/sasidome.html#180705rakuzasu</p> <p>■7月18日:結婚式場の約款について申入れ事案:(株)スタイルズ http://okayama-con.net/sasidome.html#180718sutairu</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■7月24日:株式会社西本ハウスから回答書が届きました。 http://www.shohinet-h.or.jp/files/6515/3265/3406/8519b6b9881e5f0979fedaeede1baace.pdf</p> <p>■7月26日:家庭教師のフォローアップへ連絡書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/files/3015/3291/3659/241a40abf134fb2e5e8d47e5b4356336.pdf</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■7月18日:アプライド株式会社第19回弁論準備期日の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/890</p> <p>■7月18日:株式会社ホテル日航福岡申入れ活動終了の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/886</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■平成30年7月9日開催の理事会で、ショッピングモール(平成29年9月6日申入れ)に対する申入れを終了することが了承されました。ショッピングモールのホームページを確認したところ、削除を求めていた箇所が削除されていることを確認したため。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p> <p>■株式会社平安閣エヌピーオー互助会に対する裁判(解約金条項使用差止請求事件)の第10回期日は平成30年7月12日(木)16時00分より佐賀地裁3号ラウンド法定にて開かれました。次回期日は、平成30年10月11日(木)13時10分です。</p>

	http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	■7月10日：タイムズ24株式会社の「タイムズ利用約款」の一部について改定がなされ、同社に対するお問い合わせを終了しました。 http://net-kuma.com/activity/2018/07/post-18.html



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077